

令和2年度答申第66号
令和3年1月21日

諮問番号 令和2年度諮問第79号（令和2年12月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項に基づく費用徴収決定（以下「本件費用徴収決定」という。）をしたことに対し、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する旨規定し、徴収法4条の2第1項は、保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10

日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所等を政府に届け出なければならない旨規定する。

- (2) 労災保険法31条1項1号は、政府が保険給付を行ったときに、事業主からの費用徴収ができる場合として、事業主が故意又は重大な過失により徴収法4条の2第1項の規定による届出であって労災保険に係る保険関係の成立に係るもの（以下「保険関係成立届出」といい、保険関係成立届出のために事業主が提出する書面を「保険関係成立届」という。）をしていない期間中に生じた事故について保険給付を行った場合を掲げており、政府がかかる事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成21年10月1日、P（以下「本件労働者」という。）を雇用し、同日、労災保険に係る保険関係が成立した。

（休業補償給付支給請求書）

- (2) 審査請求人は、平成30年12月21日、保険関係成立届を提出したが、同日に至るまで保険関係成立届出をしていなかった。

（労働保険関係成立届）

- (3) 上記(2)の保険関係成立届出をしていない期間中である平成30年1月29日、本件労働者は、勤務している飲食店（以下「本件事業場」という。）の窓から転落（以下「本件災害」という。）し、傷害を負った。

（休業補償給付支給請求書）

- (4) 本件労働者は、平成31年2月4日及び同月18日、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険の休業補償給付の支給を請求し、本件労基署長は、本件災害を業務災害と認め、休業補償給付の支給を決定（以下「本件支給決定」という。）し、同年3月8日、22万8900円（同年2月4日請求分）及び23万6530円（同月18日請求分）の保険給付がそれぞれ行われた。

（休業補償給付支給請求書（平成31年2月4日受付）、休業補償給付支給請求書（平成31年2月18日受付）、労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書）

- (5) 処分庁は、令和元年7月12日、審査請求人に対し、本件労働者に対し

て行った保険給付に要した費用に相当する金額の40パーセントを徴収する旨の本件費用徴収決定を行った。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

(6) 審査請求人は、令和元年10月11日、本件費用徴収決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者は、審査請求人と共同して本件事業場を経営し、業務委託契約の関係にあったと解されるので、審査請求人の従業員ではない。したがって、本件労働者は、労災保険法7条における「労働者」に該当せず、保険給付を受けられる地位にない。

また、審査請求人と本件労働者との関係、本件災害前後の審査請求人とのやり取り、本件災害時における現場の状況等から、本件労働者は、意図的に本件事業場の窓から落下したものであり、労災保険法12条の2の2に基づき、保険給付の対象となる事案ではない。

以上により、本件費用徴収決定の前提となった本件支給決定自体が無効であり、これを前提とする本件費用徴収決定は、無効なものである。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 労災保険法31条1項1号は、事業主が故意又は重大な過失により労働保険の未手続期間中に生じた事故に係る保険給付に対する費用徴収について規定しているところ、平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」(以下「本件通達」という。)において、「重大な過失」については、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署若しくは所轄公共職業安定所からの保険手続に関する指導又は都道府県労働保険事務組合連合会等からの加入勧奨を受けていない場合で、かつ、徴収法3条に規定する保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定することとさ

れており、上記「重大な過失」に該当する場合であっても、事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために保険関係成立届を提出していなかった場合（当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。）等は認定しないこととされている。

- 2 本件は、審査請求人による労働保険の未手続期間中に本件労働者の業務災害が発生したものであるところ、審査請求人に対して、B労働基準監督署、C公共職業安定所及びA労働局による保険手続に関する指導並びにQ法人による加入勧奨は行われていない。

また、平成21年に事業を開始してから、保険関係成立届出（平成30年12月21日）までに1年以上が経過している。

- 3 本件については、上記1の重大な過失の認定基準に基づき、事業主の重大な過失が認められることから、費用徴収事案に該当する。

また、審査請求人は、労働者を雇用しているとして、自ら保険関係成立届を提出していること等から、「事業主が誤認したことについてやむを得ない事情」も認められない。

- 4 以上により、事業主の重大な過失が認められたとする費用徴収事案に該当するとした処分庁の判断に誤りは認められない。

- 5 さらに、審査請求人は、「本件労働者は、審査請求人と共同して本件事業場を経営し、業務委託契約の関係にあったと解されるので、従業員とはいえ、労災保険法7条における「労働者」に該当しない。よって、そもそも保険給付を受ける地位にない。」、「本件労働者が意図的に窓から落下したものであり、労災保険法12条の2の2に基づき、保険給付の対象となるものではない。」等と申し立てているが、本件支給決定は、本件費用徴収決定の先行処分であり、行政処分としては本件費用徴収決定とは別のものである。

しかるに、先行処分である本件支給決定が取消判決等により取り消されたときや、重大かつ明白な瑕疵により無効であることが明らかとなったときであれば、後行処分的前提となるべき先行処分は有効に存在しないこととなるから、本件費用徴収決定も取り消すべきものと考えることができるが、本件費用徴収決定については、先行処分である本件支給決定の取消し等も行われていないことから、未だ有効なものであり、本件費用徴収決定が違法又は不当なものであるとは認められない。

6 以上のことから、本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

2 本件費用徴収決定の適法性及び妥当性について

(1) 本件労働者に対する保険給付が行われた事故は、事業主である審査請求人が保険関係成立届出をしていない期間中に生じた事故であることは明らかであり、労災保険法31条1項1号により、審査請求人が保険関係成立届出をしていないことが故意又は重大な過失によるものであれば、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を審査請求人から徴収することができる。

上記重大な過失によるものと認定する基準として、本件通達は、事業主が、保険手續に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立の日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない場合は重大な過失による場合と認定する旨規定している。

事業主が保険手續に関する指導又は加入勧奨を受けていなかったとしても、労働者災害補償保険制度及びこれに関する事業主の義務の重要性や、これらに関して一般的に一定の周知もなされていること等に鑑みると、保険関係成立から1年以上もの間、保険関係成立届を提出しない場合は、特段の事情がない限り、重大な過失によるものと認定することに不合理な点はない。

本件通達の定めを前提とすると、本件においては、審査請求人は、保険手續に関する指導又は加入勧奨を受けていないが、保険関係成立は平成21年10月1日であるにもかかわらず、平成30年12月21日に至るまで保険関係成立届を提出していないのであるから、重大な過失による場合であると認定した審査庁の判断は、妥当である。

(2) 審査請求人は、本件労働者は共同経営者であって労働者ではないこと、本件事故は事故ではなく故意に落下したものであることを主張しているのであるが、これらは本件支給決定の違法を主張するものであり、本件支給決定の違法はその不服申立手續の中で主張すべきであって、本件費用徴収決定に対する審査請求手續において本件支給決定の違法を主張することはできないと解さざるを得ない。

したがって、本件支給決定が取り消されるか、重大かつ明白な瑕疵により無効である場合でなければ、これらを理由として本件費用徴収決定を違法とすることはできない。

本件では、本件支給決定は取り消されておらず、瑕疵が明白であるともいえないから無効とも認められず、審査庁の判断は、妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件費用徴収決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史